



# 千葉動力車

# 8.6~9 広島長崎現地争起の —真の反戦・反核争の継承・発展を!

## 労働者階級人民は

## 二度と侵略の銃を取らな

## ヒロシマ・ナガサキの血の教訓を胸に

今年も八月六・九日にかけて、広島・長崎現地で原水爆禁止大会が行なわれる。

とりわけ今年の原水禁大会の重要性は、PKO派兵下(カンボジア・モザンビーク)における実質的な侵略国家化との対決という、真の反戦闘争・反核闘争としての象徴||ヒロシマ・ナガサキ闘争の真価が、

全ての者に突きつけられ、問われるのだと言える。

われわれ労働千葉も、労組交流センターの仲間とともに、この行動に参加することを通して、反戦・反核闘争の原点を再度確認し、さらなる継承・発展を勝ちとらなければならない。

まさに、昨年は戦後の「日本の枠組み」を画するものとしてあった。PKOカンボジア第一次出兵(一〇・一三)、天皇訪中(一〇・二三)、動燃東海事業所へブルトニウム搬入(一・四)、PKOカンボジア第二次出兵(四・七)、天皇訪沖・植樹祭(四・二五)、PKOモザンビーク出兵(五・一五)、皇太子結婚の儀(六・九)、この組合せの連続の中にこそ、「戦後のタブー」に大きく踏み込み、歴史そのものが様変わりしたことが如実に示されている。

「冷戦構造」の崩壊によって、世界は核拡散防止条約による「核軍縮」の時代に入ったかのごとく言われているが、その内実は、アメリカの没落とソ連の崩壊を契機とした、戦争と内乱が吹き荒れ、以前にもました「核による平和」という危機的状況を呈している。

アメリカによるイラク爆撃、「国連軍」によるソマリア、ボスニア・ヘルツェゴヴィナ武力鎮圧、「紛争」の火種はいっ核使用へと結びつくか、一時として予断を許さない!

東京サミットにおいても、経済対立のより一層の深刻化は、覆い隠すべくもなく、日米経済争闘戦、マーストリヒト条約批准をめぐる摩擦と軌れきは、保護主義の壁を張り巡らし、血で血を洗う軍事対立へと移行せんとしている。

われわれは、三千万のアジア人民を虐殺し、ヒロシマ・ナガサキへと帰結した歴史を、絶対に繰り返してはならない。

ヒロシマ・ナガサキの血の教訓こそ、「労働者階級人民は二度と侵略の銃を取るな」という警鐘であり、「一兵たりとも出兵させない」ものでなければ

ならない。その意味においても、原水禁運動そのものを破壊する「連合」を、放逐・一掃・解体しなければならぬ。PKO派と責務は、あまりにも重い。

八・六・九、広島・長崎現地兵継続を阻止しなければならぬ。闘争に決起し、真の反戦・反核闘争を継承・発展させよう!

七月二三日、部落解放同盟全国連の仲間を先頭に、狭山再審棄却阻止一東京高裁要請行動が闘われた。

本年五月一四日狭山弁護団が再審開始に関する追加意見書と鑑定書を提出した。これを受けて東京高裁刑事第四部は、いつでも決定(再審を棄却)を下せる緊迫した情勢の中本行動が行なわれた。行動に先立ち、日比谷小公園において解放同盟全国連主催の集会がもたれ、中田連書記長より基調報告、特別報告として茨城県連高橋書記長、杉並支部の田中さんよりなされ、①切迫した狭山再審情勢に裁判所の出方を待つのではなく再審棄却阻止に向けて積極的に要請行動などを展開する。②七月三〇日に行われようとしている「茨城県連再建大会」を許さず、茨城県連防衛の闘いを全力で取り組む。との二大方針を確認した。

集会も佳境に入ったところ、小森糾弾部長を先頭に二五名の要請団が高裁刑事第四部へと出発。要請団に対し書記官三名が応対し、前回の要請行動において確認されていた「近藤裁判長との面会」について小森部長のほうから確認を行ったところ、「訴訟当事者でなければ面会出来ない」との不誠実な回答しかかえってこない。この不誠実な回答に対し、要請団から「われわれは裁判長に部落問題を理解してほしいから、遠路はるばる来ているのだ。」との怒りの声がある。結局裁判長との面会については、主任書記官のほうから裁判長に面会について強い要請があったことを再度報告するとの結論に達した。その後、要請団が各団体の要請書を読み上げ、東京高裁に狭山裁判の再審開始と石川さんの即時釈放を求めてきた。石川さんの無実はいまや誰の目にも明らかである。

五月一四日に提出された鑑定書は、元京都府警監察官の「(石川さんが書いたとされていた)脅迫状の字は、複数の者によって書かれたもの」との内容である。もはや石川さんを獄に止めておく根拠はない。再審棄却を許さず闘おう!

# 石川さんを獄に止めぬ根拠はない 7/23 狭山再審棄却阻止要請行動

七月二三日、部落解放同盟全国連の仲間を先頭に、狭山再審棄却阻止一東京高裁要請行動が闘われた。

本年五月一四日狭山弁護団が再審開始に関する追加意見書と鑑定書を提出した。これを受けて東京高裁刑事第四部は、いつでも決定(再審を棄却)を下せる緊迫した情勢の中本行動が行なわれた。行動に先立ち、日比谷小公園において解放同盟全国連主催の集会がもたれ、中田連書記長より基調報告、特別報告として茨城県連高橋書記長、杉並支部の田中さんよりなされ、①切迫した狭山再審情勢に裁判所の出方を待つのではなく再審棄却阻止に向けて積極的に要請行動などを展開する。②七月三〇日に行われようとしている「茨城県連再建大会」を許さず、茨城県連防衛の闘いを全力で取り組む。との二大方針を確認した。

集会も佳境に入ったところ、小森糾弾部長を先頭に二五名の要請団が高裁刑事第四部へと出発。要請団に対し書記官三名が応対し、前回の要請行動において確認されていた「近藤裁判長との面会」について小森部長のほうから確認を行ったところ、「訴訟当事者でなければ面会出来ない」との不誠実な回答しかかえってこない。この不誠実な回答に対し、要請団から「われわれは裁判長に部落問題を理解してほしいから、遠路はるばる来ているのだ。」との怒りの声がある。結局裁判長との面会については、主任書記官のほうから裁判長に面会について強い要請があったことを再度報告するとの結論に達した。その後、要請団が各団体の要請書を読み上げ、東京高裁に狭山裁判の再審開始と石川さんの即時釈放を求めてきた。石川さんの無実はいまや誰の目にも明らかである。

五月一四日に提出された鑑定書は、元京都府警監察官の「(石川さんが書いたとされていた)脅迫状の字は、複数の者によって書かれたもの」との内容である。もはや石川さんを獄に止めておく根拠はない。再審棄却を許さず闘おう!